

医療保険行政を通じて革新的な医薬品の開発や 医療サービスの向上を後押しする

「医療保険制度の維持」と「イノベーションの推進」の両立

医療課における薬系技官の業務は大きく分けて、①薬価算定・薬価改定、②診療報酬・調剤報酬改定であり、薬学的な専門性を生かし、医療保険制度の企画立案・制度運用を担っています。

薬価算定においては、新たに薬事承認される医薬品について、薬事審査における評価、臨床上の位置付けやその使用目的等を踏まえ、薬価制度に基づく薬価の算定や保険請求上の留意事項の規定等、医薬品の保険適用（薬価基準への収載）に関するあらゆる整理を担っています。特に、革新的な医薬品の開発力を強化していく観点から、医薬品の臨床上の有用性等を評価する枠組みとしての有用性加算の適用可否等について検討・議論を行っています。

また、薬価改定においては、薬価基準への収載後も、薬価制度に基づき実際の市場での取引価格に応じた薬価の見直しを行うとともに、薬価制度そのものの見直しについても検討・議論を行っています。この薬価制度の見直しにおいては、国民負担軽減と革新的な医薬品の開発力を強化する観点から

「医療保険制度の維持」と「イノベーションの推進」の両立を図ることに加え、適切な医療の提供を確保する観点から「医薬品の安定供給の確保」に資することが重要な要素であることから、様々な関係者とも意見交換を重ねながら、丁寧に検討・議論を進めています。

医療の質の向上のため”の診療報酬改定

また、薬局薬剤師・病院薬剤師に係る診療報酬の制度設計にも従事しており、医療機関や薬局における薬剤師の調剤行為等の医療サービスに対する診療報酬について、2年に1回見直しをしています。

薬剤師が担うべき業務にどのようなインセンティブを付していくべきか、また、薬局の各種開設形態に対して、どのような基本的な報酬を設定すべきか、薬価制度と同じく、国民皆保険制度の維持と高度な医療提

供の実現とのバランスを考えながら、日々より良い制度設計のために試行錯誤しています。医療現場での運用においても、より道理にかなった診療報酬となるよう、現場の薬剤師等との意見交換や現場訪問も積極的に行っています。

このように、多角的な視点を以て、よりよい医療保険制度を作っていくことを目指して日々の業務に取り組んでいます。



保険局 医療課

医療保険 薬価 調剤報酬

日本では、全ての国民がいずれかの公的医療保険制度に加入することにより、いつでも安心して適正な医療を受けることができる皆保険制度がとられています。その中で、医療保険制度の下、医療機関や薬局が提供するサービスの対価として受け取る報酬（診療報酬、調剤報酬）や医薬品の価格（薬価）を定めています。



内容に関する
参考ホームページ

保険局
医療課 係長
清水 佑美
SHIMIZU Yuumi

保険局
医療課 課長補佐
湯本 貴文
YUMOTO Takafumi